（資料－４）

（品質管理項目の頻度の強化）

○品質確保のため品質管理項目の強化

低入札価格調査制度対象工事の施工中には、監督体制の強化として、重点監督（施工体制台帳の内容のヒヤリング、施工計画の内容のヒヤリング、重点監督の実施、労働安全担当部局との連携、厳格な検査の実施）を行っているところである。

品質確保のため、監督を強化するだけでなく、施工者自ら品質管理を強化して頂くため、品質管理項目の試験頻度を２倍とするものです。

○品質管理強化項目の対象

・材料
・製造（プラント）　通常と同じ頻度とする。
・プラント

・施工前試験
・施工後試験
・舗設現場　頻度を２倍とする。（現場施工に係る項目）
・施工

○品質管理基準であることから契約図書（特記仕様書）に記載する。

特記仕様書記載例

第○条　品質管理項目の頻度

調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合において、請負者は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について試験項目の頻度を２倍とする。

品質管理の代表例

工種	種別	試験区分	試験項目	試　験　基　準	
				通常工事	低入札工事
セメント・コンクリート	施工	必須	塩化物総量規制	午前１回	午前２回
			単位水量測定	２回／日（午前１回、午後１回）	４回／日（午前２回、午後２回）
			スランプ試験	１回／日	２回／日
			ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	１回／日	２回／日
			空気量測定	１回／日	２回／日
Ａｓ舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	1,000 ㎡につき１個	500 ㎡につき１個
道路土工	施工	必須	現場密度の測定	路体の場合 1,000 ㎡につき１回 路体の場合 500 ㎡につき１回	路体の場合 500 ㎡につき１回 路体の場合 250 ㎡につき１回